サービス提供事業者 様

市川市 福祉部 介護保険課長

(介護予防) 短期入所生活介護および (介護予防) 短期入所療養介護中の居宅療養管理指導 の取り扱いについて (通知)

平素は、本市の介護保険運営にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

日頃より、適切な介護保険サービスの提供にお取り組みいただいていることと存じますが、 標記について、下記のとおり、厚生労働省への疑義照会による回答を周知いたしますので、 今一度ご確認いただきますようお願いいたします。

記

(介護予防) 短期入所生活介護および (介護予防) 短期入所療養介護を

- ①自費利用日であれば、上記施設へ訪問した際の居宅療養管理指導の算定は可能か
- ②自費利用日で、かつ自宅へ外出して体は自宅へ戻っているときに、自宅へ訪問すれば居宅 療養管理指導は算定可能か
- ③上記②で算定可能であれば、事情 (DV や、家族が入院中など) があり自宅へ戻れず、体は施設にある場合、居宅療養管理指導は算定可能か

【厚生労働省の回答】

緊急一時保護中や自費利用中でも、介護保険施設での療養は「居宅」ではないと考え、

- ①は算定不可
- ②は算定可
- ③は算定不可

※令和5年12月1日から上記の取り扱いをいたします。

【問合せ先】〒272-8501 千葉県市川市八幡 1 丁目 1 番 1 号 市川市介護保険課 資格給付グループ 電話 047-712-8541